

未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付 貸付決定後の手続きについて

1 貸付決定後の手続き

(1) 借入れにかかる必要書類の提出

貸付決定を受けた借受人は、別途ご案内する期日までに、以下の①から④の書類を社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）あて提出してください。

① 借用証書 （所定のもの）	- 収入印紙を貼付し、借受人の実印で割印を押して提出してください。 （参考）借用証書に貼付する収入印紙の額 <table><tr><th>借用金額</th><th>印紙税額</th></tr><tr><td>1万円以上10万円以下</td><td>200円</td></tr><tr><td>10万円を超え50万円以下</td><td>400円</td></tr></table> <u>借用書右上の日付欄は記入しないでください</u>（提出後、県社協で送金日を記載します）。 - 借受人、連帯保証人及び未成年者の場合は法定代理人（親権者または後見人）、それぞれ本人が署名の上、押印してください。 - 未成年者の法定代理人が親権者である場合は、親権者全員（父母が親権者の場合は両者）の署名、押印が必要です。 - 実印で押印してください（②の印鑑登録証明書による印鑑であること）。 - 万一、誤記入された場合は、修正液・テープ等は使用せず、訂正箇所二重線を引き、その上に実印押印により訂正してください。訂正印は、他に押印した印影に重ならないよう押してください。なお、金額の訂正はできません。	借用金額	印紙税額	1万円以上10万円以下	200円	10万円を超え50万円以下	400円
借用金額	印紙税額						
1万円以上10万円以下	200円						
10万円を超え50万円以下	400円						
② 印鑑登録証明書	- 借受人のもの1通。 - 連帯保証人のもの1通。 - 連帯保証人ではない親権者等の印鑑登録証明書の提出は不要です。						
③ 振込口座届出書	- 振込口座には、ネット銀行の口座を使用することはできません。 - 万一、誤記入された場合は、修正液・テープ等は使用せず、訂正箇所二重線を引き、その上に実印押印により訂正してください。訂正印は、他に押印した印影に重ならないよう押してください。なお、金額の訂正はできません。						
④ ③の通帳の写し	金融機関名、通帳名義及び口座番号が確認できる面をコピーしてください。						

(2) 送金

①初回

上記(1)による借用証書等が提出され、県社協が受理した後、指定口座に送金します。

②2回目以降

借受人の就労状況について、県社協に報告をいただいた上で、送金します。

※ 原則として6か月分を一括してそれぞれ最初の月に送金します。

4月に4月～9月分（期間1）、10月に10月～3月分（期間2）を送金することを基本としますが、初回送金が年度途中の場合は、初回分は期間1または期間2の残期間分を送金することとします。

2 異動の届出

次のいずれかに該当することになった場合は、所定の様式（４ページ「貸付決定後の諸手続一覧」）を参照）にその事実を証明する書類を添えて、速やかにその旨を県社協に届け出なければなりません。様式は、県社協ホームページからダウンロードしていただくか、県社協に請求していただければ個別に送付します。

- ア 氏名又は住所を変更したとき。
- イ 退職したとき。
- ウ 死亡、または勤務に耐えられない程度の心身の故障を生じたとき。
- エ 連帯保証人の氏名または住所に変更があったとき。
- オ 連帯保証人が死亡したとき、または自己破産等その適性を失ったとき。
- カ 県内の保育所等において児童の保護等に従事し、かつ２年間引き続き当該業務に従事したとき、またはしなかったとき。
- キ 災害、疾病その他やむを得ない理由により勤務することができない期間が開始し、またはその期間が終了したとき。

3 貸付契約の解除

次のいずれかに該当することになった場合は、貸付契約を解除します。

- ア 退職したとき。
- イ 心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなったと認められたとき。
- ウ 死亡したとき。
- エ 貸付けを受けることを辞退したとき。
- オ 虚偽その他不正の方法により貸付けを受けたことが明らかになったとき。
- カ その他、貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

4 返 還

（１）返還事由

次のいずれかに該当する場合、その該当理由が生じた月の翌月から、貸付金を返還しなければなりません。

- ア 貸付契約が解除されたとき。
- イ 県内の保育所等において児童の保護等に従事しなかったとき。
- ウ 県内の保育所等において児童の保護等に従事する意思がなくなったとき。
- エ 県内の保育所等において児童の保護等に従事したが、２年間引き続き当該業務に従事しなかったとき。
- オ 業務外の事由により死亡し、または心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

（２）返還期間

貸付期間の１．５倍に相当する期間以内

（３）返還方法

月賦または半年賦の均等払方式（一括払いも可）によります。

ただし、繰上げ償還することを妨げません。

（４）延滞利子

返還期間内に返還されない場合は、延滞元金に対し年５％の延滞利子を徴収します。

5 返還猶予

次のいずれかに該当する場合、所定の様式により申請により貸付金の返還が猶予されます。

- ア 県内※の保育所等で保育士として児童の保護等に従事しているとき。
 - ※ 借受人本人の意思によらず、人事異動等により県外の保育所等に配属された場合は、そこでの業務も含む。
- イ 災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があると認められるとき。

6 返還免除

次のすべてを満たす場合、所定の様式（４ページ「貸付決定後の諸手続一覧」を参照）により申請することで、貸付金の返還が免除されます。

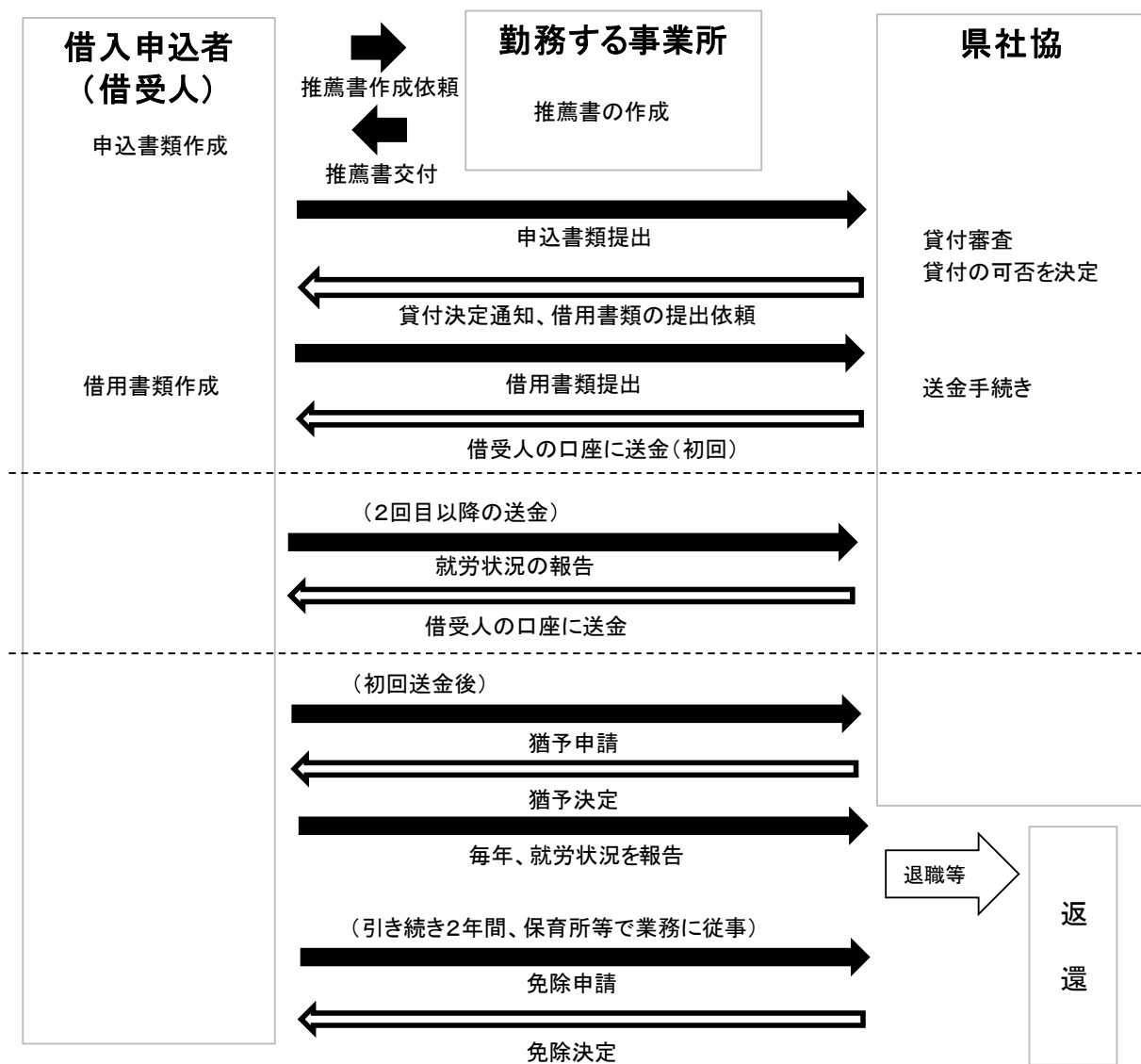
- ① 県内の保育所等で児童の保護等に従事し、
② ２年間※引き続き、これらの業務に従事した場合

※ 「２年間」は、在職期間が通算７３０日であり、かつ業務従事期間が３６０日以上とする。

< 貸付決定後の諸手続一覧 >

	借受人の状況（事由）	制度上の対応	提出書類	添付書類
貸付決定後、送金	貸付が決定した	貸付	借用証書（収入印紙貼付） 振込口座届出書	印鑑証明書 通帳コピー
	貸付契約を解除された	猶予・返還	状況に応じて	
	借受人または連帯保証人の住所・氏名等を変更した	届出	住所・氏名等変更届	住民票
	連帯保証人の変更の必要がある	申請	連帯保証人変更申請書	住民票 所得証明書
	死亡した	全部または一部免除	返還免除申請書	死亡届 死亡診断書
	保育所等で児童の保護等（以下「返還免除対象業務」）に従事した	猶予	返還猶予申請書 業務従事届	
	引き続き業務に従事しており、送金を希望する	届出	業務従事証明書	
	返還免除対象業務に従事する意思がない	返還	返還計画書	
返還免除対象業務従事中	引き続き、返還免除対象業務に従事している	届出	業務従事証明書	
	２年間（以下「所定の期間」という。）、引き続き返還免除対象業務に従事した	全部免除	返還免除申請書 業務従事期間等証明書	
	返還免除対象業務従事中（猶予中）、やむを得ない特別の事由が発生し、業務に従事できなくなった			
	出産休暇・育児休業を取得	猶予	返還猶予申請書	当該事実を証明する書類
	病気休暇を取得	猶予	返還猶予申請書	当該事実を証明する書類
	人事異動により返還免除対象業務に従事できなくなった	猶予	返還猶予申請書	当該事実を証明する書類
	借受人または連帯保証人の住所・氏名等を変更した	届出	住所・氏名等変更届	住民票
	連帯保証人の変更を行う必要がある	申請	連帯保証人変更申請書	住民票 所得証明書
退職	勤務先を変更した	届出	業務退職届 業務従事届	
	人事異動により法人内の他事業所に異動した	届出	業務従事先変更（異動）届	
	業務に起因する死亡または心身の著しい故障のため業務を継続できなくなった	全部免除	返還免除申請書	当該事実を証明する書類
	所定の期間未滿で返還免除対象業務に従事しなくなった	返還	返還計画書 業務退職届	
	所定の期間未滿で死亡または心身の著しい故障のため返還免除対象業務に従事できなくなった	一部免除	返還免除申請書 業務退職届 返還計画書	当該事実を証明する書類
	出産・育児のため退職し、産休育休相当期間終了後、返還免除対象業務に再就職を希望する	猶予	返還猶予申請書	当該事実を証明する書類
	死亡または心身の著しい故障のため返還することができなくなった	全部または一部免除	返還免除申請書	当該事実を証明する書類
	災害等やむを得ない事由により返還できないと認められる	猶予 全部または一部免除	状況に応じて	

＜申込みから返還免除までの流れ＞



【 問い合わせ先 】

社会福祉法人 和歌山県社会福祉協議会

総務・資金部 生活資金班 TEL 073-435-5223